

平成27年度 施策評価表 (平成28年度向け施策の取組方針)

施策名: 人権尊重
 施策番号: 05 - 01

1 施策の基本情報

施策名	05 人権尊重	展開方向	01 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認め合う、「ともに生きる社会」の実現に努めます。
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題項目の有無	-		
担当当局	市民協働局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値							現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29			
「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に對する不同意の割合の増加		H23 63.6 %	70	64.3	68.0	**	**	**		68.8%	
審議会等の女性の委員割合		H24 36.6 %	40	36.9	37.1	**	**	**		14.7%	
市の課長級以上の女性の管理職割合		H24 5.3 %	10	6.1	6.6	**	**	**		27.7%	

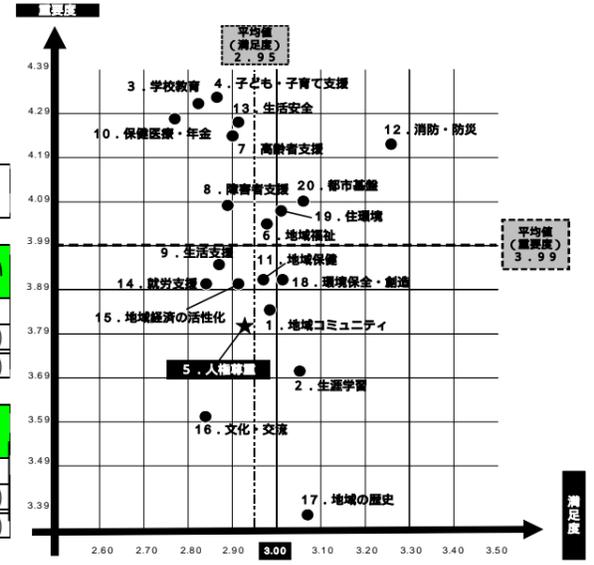
4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)										
行政が取り組んでいくこと 多文化共生社会の実現										
<p>【多文化共生の取組】 平成6年6月に策定した尼崎市国際化基本方針は20年経過しているが、本市に在住する外国人は、国籍如何に係らず本市の住民であり、快適な生活ができ、安心して住めるようにするという基本認識は変わっておらず、尼崎市人権教育・啓発推進基本計画にかかわる関係所管課でその取組を行っている。</p> <p>また、本市の総合計画においても、「多様な文化・伝統に対する理解の推進を図り、外国人等が生活しやすくなる諸条件の整備等に取組む」としていることから、外国人住民が安心して快適に生活や行動ができる多文化共生の実現に向けたより一層の取組を進めるために、本市における「暮らしやすさ」についてのアンケートや日本語教室を受講している外国人住民に聞き取り調査を行う。</p> <p>【民族教育を選択する自由の支援】 本市には平成27年4月1日現在、10,778人の外国人住民のうち、約72%にあたる7,744人の韓国・朝鮮籍の人たちが住んでおり、我が国が批准している「児童の権利に関する条約」において、自国の言語、文化等の教育を受ける権利を保障されているが、朝鮮人学校は学校教育法第1条に規定する学校ではなく、私立学校と同等の補助が受けられていない。</p> <p>尼崎朝鮮初中級学校の在学児童・生徒の保護者は、市内在住の納税者であることから韓国・朝鮮籍の人たちが民族教育を選択する自由を支援し、保護者に対する経済的負担の軽減を図るため、国において必要な措置がとられるまでの間、市が補完的な措置として補助を行っており、平成26年度からは本市の財政状況や他都市の状況を踏まえ、補助金単価を1万円増額し、7万円とした。</p> <p>また、高等部の生徒を対象とした給付制度としては、国の「修学のための給付金制度」と同額になるように、第2子以降は6万6千円を増額し、13万8千円とした。</p> <p>朝鮮人学校の支援については、就学補助や施設改修補助、学校用地の貸付などを行っており、ひきつづき関係局が連携した取組が必要である。</p>										
主な事務事業	朝鮮人学校就学補助金	関連する目標指標	-	進捗	順調	概ね順調	やや遅れ	遅れている		
行政が取り組んでいくこと 男女共同参画社会の実現										
<p>【男女共同参画計画に基づく取組】 「男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女共同参画計画を策定(第1次:H19~23、第2次:H24~28)。計画に基づき、男女共同参画社会実現のための啓発事業等を実施している。また、男女共同参画計画の基本目標「男女の人権の尊重と暴力の根絶」の実現を目指すための計画としてDV対策基本計画を策定(H24~28)し、配偶者暴力支援センター機能の整備を行い、相談体制の充実、DV防止に向けての啓発に取組んでいる。この2つの計画の進捗状況については、男女共同参画審議会において、報告及び意見聴取を行っているが、平成26年度は、DV部会を新たに設置し、DV基本計画調査票の帳票についても見直しを行ったことにより、よりきめ細かい審議が行われている。DVの相談件数については、平成26年度は830件であり、平成25年度の700件から増加している。(目標指数)</p> <p>【女性センターの効果的・効率的な運用と市民サービスの向上】 尼崎市立勤労・婦人センターにおいて、指定管理制度を導入(H16年度~)、平成27年度~第4期目。男女共同参画社会づくりの拠点として、民間事業者の専門性とノウハウを活用し、多様化するニーズに対応しながら市民サービスの向上を図るとともに、効果的・効率的な施設管理運営に努めている。同センターの効果的・効率的な運営、施設管理について審議するため、同センター運営委員会にて審議を行っている。平成26年度は、経済的に困難な状況にある女性のための講座と就労支援事業を継続するとともに、H26に尼崎市に移転した性暴力被害者支援センターひょうご共催で性暴力被害者支援セミナーを実施したほか、防災・復興、性的マイノリティ等、今日的な課題を捉えたテーマを関係機関と連携しながら共催で実施している。また、施設管理の面においても、効果的・効率的な運用と市民サービスの向上が図られており、指定管理施設モニタリング評価の総合評価は最高評価のAとしている。(目標指数)</p> <p>【男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組】 平成25年度から、一定要件を満たせば、男女共同参画推進事業者として認定する制度を実施し、認定事業者にはインセンティブを付与するなど、事業の周知と他事業者への波及効果を狙っている。平成27年度は認定事業者数が13社から25社へ増加した。(目標指数)</p> <p>男女共同参画推進員については、地域、学校等の選出母体ごとに活動を支援しており、平成26年度は、公募委員による啓発イベントの実施を行った。</p> <p>女性活躍推進に関する国の動きにもあるとおり、これからの社会経済を支えていくために、介護・育児等にも対応した働き方の多様性を認める社会意識や制度運用、女性の参画促進、男性の働き方の見直しなどが必要である。特にワークライフバランスの推進について、企業への啓発を促進するため、まずは、市内経済団体と庁内産業労働部局との連携会議体発足の調整を行った。(目標指数)</p>										
主な事務事業	男女共同参画社会づくり関係事業 尼崎市女性・勤労婦人センター指定管理者運営事業	関連する目標指標	-	進捗	順調	概ね順調	やや遅れ	遅れている		

3 市民意識調査(市民評価)

総合計画に掲げる20施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、取組の「満足度」についての現状をお伺いするアンケートを実施しました。

項目内容	重要度					満足度				
	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
人権問題の啓発と人権教育 人権侵害防止と被害者支援	25.8%	32.8%	38.0%	2.7%	0.8%	2.3%	8.1%	74.0%	12.1%	3.6%
26年度	第17位 / 20施策		5点満点中	3.80点(平均3.99点)		第10位 / 20施策		5点満点中	2.93点(平均2.95点)	
25年度	第19位 / 20施策		5点満点中	4.01点(平均4.39点)		第10位 / 20施策		5点満点中	2.89点(平均2.91点)	



割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。

5 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針	
<p>【多文化共生の取組】 本市の外国人住民に関する情報収集、「暮らしやすさ」のアンケートや聞き取り調査、他都市の状況調査などを実施し、その調査結果を反映した外国人向けの冊子又はハンドブックの作成や外国語の対応を検討する。</p> <p>【民族教育を選択する自由の支援】 朝鮮人学校就学補助金の額については、財政状況を勘案して検討する。 朝鮮人学校については、義務教育課程に相当する教育を行っていることを踏まえ、引き続きその取組内容を総合的に検討する。</p> <p>【男女共同参画計画に基づく取組】 早期対応等DV防止にむけて、関係機関の連携を強化するため、尼崎市DVマニュアルの作成に着手する。男女共同参画推進員については、DV早期発見に重要な役割を担う民生児童委員に対し、DVに関する研修受講の機会提供や、相談窓口の周知促進を図るため、民生児童委員連絡協議会に推薦を依頼する。</p> <p>【男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組】 新たなインセンティブとして、金融機関からの低利融資の実現を目指す。 経済団体、労働者団体、市の3者が一体となって取組を進めていくため、会議体を設置し、「ワーク・ライフ・バランスの推進」に向けた連携を図る。</p>	<p>【新規・拡充の提案につながる項目】 【男女共同参画計画に基づく取組】 第2次男女共同参画計画及びDV防止計画の計画期間が28年度で終了することに伴い、現計画の進捗・達成状況を検証のうえ、課題を整理し、市民意識調査の結果を踏まえて、28年度に第3次男女共同参画計画策定作業を実施する。 一方、DV防止計画については、男女共同参画計画に掲げる基本目標「男女の人権の尊重と暴力の根絶」の実現化を目指すための計画であるため、第3次計画の方向性を踏まえた改定を行う方が、より実効性があると考え、そのため、計画期間を1年延長し、平成28年度中に素案を作成し、29年度に策定作業を行う。 策定作業：平成28年度審議会に諮問、検討、市民意識調査の実施等を行う必要がある。また、DV防止計画についても第3次計画を受けて素案作成を行うことから、業務量、予算ともに増加は避けられない。</p>
<p>【改革・改善の提案につながる項目】 【民族教育を選択する自由の支援】 朝鮮人学校が使用している普通財産については、市基本方針に基づいて賃借料を検討する。</p>	

評価と取組方針					
<p>・ホームページでは多言語化されているものの、多文化共生社会の実現に向けての課題整理が不十分のため、取組を進める必要がある。</p> <p>・外国人も同じ地域社会を築く一員として、安心して住めるよう、聞き取り調査等による実態把握を行い、生活しやすくなるための諸条件を検討する。</p> <p>・朝鮮人学校については、これまでの歴史的経緯を踏まえるとともに、義務教育課程に相当する教育を行っていることや、民族教育を選択する自由を尊重する観点から、取組内容を総合的に検討する。</p> <p>・地域での男女共同参画社会づくりを推進するため、平成28年度は、第3次男女共同参画計画の改定に向け進める。その内容を踏まえて、より実効性のあるDV防止計画を策定し、施策展開を図っていく。その策定作業に係る体制については、業務量を踏まえる中で、必要に応じて検討を行う。</p> <p>上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>	<p>総合評価</p> <table border="1"> <tr> <td>重点化</td> <td>転換調整</td> <td>現行継続</td> </tr> </table>		重点化	転換調整	現行継続
重点化	転換調整	現行継続			

平成27年度 施策評価表 (平成28年度向け施策の取組方針)

施策名: 人権尊重
 施策番号: 05 - 02

1 施策の基本情報

施策名	05 人権尊重	展開方向	02 市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題項目の有無	-		
担当当局	市民協働局		

2 目標指標

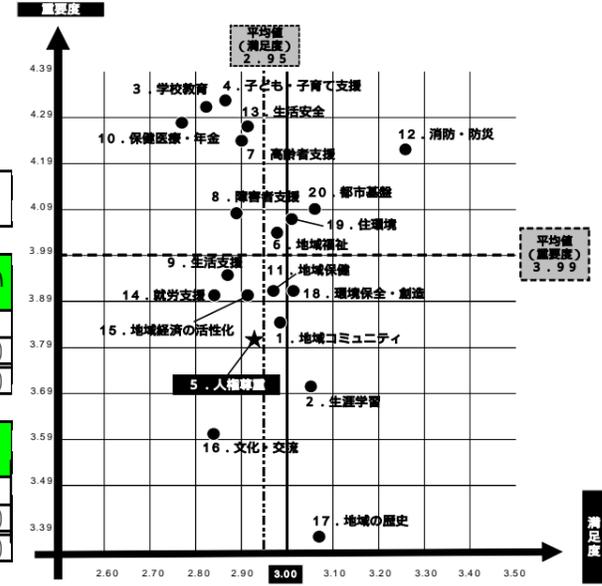
指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性ある」と回答した割合		H23 38.2 %	30	46.2	46.8	**	**	**	0%
人権啓発推進員の活動回数		H24 696 回	912	714	812	**	**	**	53.7%
人権啓発協会主催の講演会、研修会への参加者数		H24 19,972 人	21,000	19,596	17,815	**	**	**	0%
「語り部」へのアンケートにおける「平和の大切さ」を感じた回答割合		H24 88 %	100	87	64	**	**	**	0%
啓発事業への参加者数		H24 223 人	400	298	303	**	**	**	45.2%

3 市民意識調査(市民評価)

総合計画に掲げる20施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、取組の「満足度」についての現状をお伺いするアンケートを実施しました。

項目内容	重要度					満足度				
	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
人権問題の啓発と人権教育 人権侵害防止と被害者支援	25.8%	32.8%	38.0%	2.7%	0.8%	2.3%	8.1%	74.0%	12.1%	3.6%
26年度	第17位 / 20施策 5点満点中 3.80点(平均3.99点)					第10位 / 20施策 5点満点中 2.93点(平均2.95点)				
25年度	第19位 / 20施策 5点満点中 4.01点(平均4.39点)					第10位 / 20施策 5点満点中 2.89点(平均2.91点)				

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)						
行政が取り組んでいくこと 人権問題の啓発と人権教育の取組						
<p>[人権啓発事業] 目標指標の実績値について、平成26年度は46.8%であり、平成25年度に比べて上昇する結果となっているが、市民にとって人権問題が身近な問題として十分に受入れられていないことによるものと考えられる。平成26年度より、「人権をどれくらい身近な問題と感じていますか」というアンケート項目を追加したことで、人権意識の広がりを総合的観点から検証する。(目標指標) 6総合センターを中心とした周辺地域住民に対して、人権問題講演会等を開催し、差別意識の解消と人権意識の高揚を図った。また、平成27年4月1日から、6総合センターに指定管理者制度を導入し、新たな地域総合センターへのモニタリング評価を行う。 (公社)尼崎人権啓発協会は、人権問題の解決に向けて専門性を持ち、人権問題講演会、地域啓発事業等を実施している。協会が本市の人権啓発推進に重要な役割を担い、公益法人にふさわしい事業運営を行うために、「あり方検討委員会」を開催するとともに、職員派遣による人的支援や市の人権啓発事業の一部を受託し、市と一体となり取組を行っている。(目標指標) 全市的な規模で市民・企業等を対象とした講演会等を実施し、市民一人ひとりに人権についての正しい理解と深い認識を促し、人権意識の高揚を図ることを目的とした「じんけんを考える市民のつどい」を開催している。また、日頃接する機会のない著名な講師から人権にまつわる話を聞くことで、新たな視点や考え方に触れ、人権について認識を新しくするとともに、人権意識の高揚を図ることができている。(目標指標)</p> <p>[人権教育・啓発推進事業] 平成17年度より、「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」に基づき、市民主体の人権が真に尊重される社会の実現を目指すため、身近な人権啓発リーダーとして各地区に人権啓発推進員を配置し、全市的な人権教育啓発活動を推進している。人権啓発推進員の目的は、「人権啓発にかかる知識や技能のスキルアップ」、「地域における人権啓発活動の実施や人権意識の普及」としているが、地域における活動の場が限られているのが実態である。このことから、平成27年度より推進員の活躍の場を広げるため、毎月1回実施している研修会を市内の6地域総合センターを含めた公共施設で出前推進員研修会を開催し、一般参加者や地域住民へ開放し、人権問題を身近な問題と認識させるとともに、次世代の人権啓発リーダーの育成を図る。また、社会教育課で設置している人権啓発推進リーダーや人権啓発オピニオンリーダーとも連携した人権啓発推進体制を進めていく。(目標指標) 人権教育小集団学習事業は、委託事業として各校・園のPTAを中心に、原則月1回の人権学習会を実施し、同問題をはじめ子育てや高齢者等の様々な人権の学習を行っている。また、人権啓発オピニオンリーダーは、地区別研修を実施することで、人権に関する見識等を高める一定の効果が上がっている。</p>						
主な事務事業	・人権啓発事業 ・人権教育・啓発推進事業	関連する目標指標	進捗	順調	概ね順調	やや遅れている
行政が取り組んでいくこと 多文化共生社会の取組						
<p>[平和啓発推進事業] 戦後69年を迎え、戦争を知らない世代が市内在住の被爆者の体験を聞き、戦争の悲惨さを実感し、世界平和の尊さ、大切さに対する理解を深める事業として、尼崎市原爆被害者の会の会員が市内公立小学校等(H26実績:5回)へ出向き、「被爆体験語り部事業」を実施した。また、アンケート結果では「平和の大切さや命の尊さを感じた」が64%、「語り継ぐ大切さを感じた」が36%あることから成果といえる。(目標指標)</p> <p>市内在住の小学4年生から6年生の児童と保護者を対象に、夏休みを利用し、自分の住むまちにも現存する戦争の傷跡などを訪ね、平和の大切さを体験する「夏休み親子スタディツアー(H26実績:2回)」を実施し、11組の親子の参加があった。参加者へのアンケートでは、全員が「平和の大切さや命の尊さを感じた」という結果が出ている。 尼崎市原爆被害者の会の語り部事業は、会員の高齢化が進んでいることから、次世代へ平和の願いを継承するために映像化する「被爆体験DVD化事業」を実施した。実施にあたっては、原爆被害者の会を中心に関係団体で実行委員会を立ち上げ、(公社)尼崎人権啓発協会が事務局となり、1口1千円の協賛金を募った結果、35団体、401人の協賛のもと、被爆体験DVD「忘れてはならない夏がある」が完成した。完成後は、完成披露上映を実施し、本市の関係機関及び兵庫県下の自治体・図書館、さらに広島平和祈念資料館、長崎原爆資料館、国立国会図書館等に寄贈した。(参考:協賛団体35・個人401人以外、兵庫県下の関係機関228か所に寄贈) 平成27年は戦後70年、翌年は市制100周年という節目の年を迎え、「平和の祭典事業」として2か年にわたって記念事業を実施する。実施にあたっては、関係機関・団体等と連携し、実行委員会を立ち上げ、全市的に平和への意識を高めていく。</p>						
主な事務事業	・平和啓発推進事業	関連する目標指標	進捗	順調	概ね順調	やや遅れている

次年度に向けた取組方針
<p>[人権啓発事業] (公社)尼崎人権啓発協会 本市の人権啓発推進体制における重要な役割を担うため、「あり方検討委員会」を引続き開催し、本市と一体となった人権啓発事業の推進を図る。 じんけんを考える市民のつどい 平成28年は市制100周年という節目であり、8月に開催することによって、子ども、青少年の参加が期待できることから、それにふさわしいテーマを設定し実施する。</p> <p>[人権教育・啓発推進事業] 人権啓発推進体制において、人権啓発推進員と社会教育課が実施している人権啓発推進リーダーや人権啓発オピニオンリーダーと連携することで、推進員の実践活動の場が広がるとともに、地域の課題や人権問題の最新情報を共有する機会を設けることで研修効果を高める。</p> <p>[平和啓発推進事業] 平成28年に市制100周年を迎えることから、「平和の祭典事業」のテーマを「これから100年が平和でありますように」と設定し、実行委員会を中心に平和への意識を高める事業を実施する。</p>
新規・拡充の提案につながる項目
<p>[人権啓発事業] 市制100周年に向けて、本市の人権に関する取組を市民に周知するため、人権標語の募集を行い、市内公共施設等にポスター等を設置する。</p> <p>[平和啓発推進事業] 尼崎市が平和のまちであり続けるよう、平和への意識を高める多様な催しを実行委員会で検討し進めていく。</p>
改革・改善の提案につながる項目
<p>[尼崎人権啓発協会の使用料] 尼崎人権啓発協会が使用している行政財産について、市基本方針に基づいて使用料を検討する。</p> <p>[地域総合センター整備事業] 地区施設等の機能統合や「総合センターの今後のあり方」に基づき、集約化に向けた取組を進めていく。 ア 地域総合センター上ノ島は、耐震診断後に整備工事を行い集約化を推進する。 イ 地域総合センター水堂及び今北は、関係課との調整を進めながら集約化を検討する。</p>

5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針		
<p>被爆体験DVD化事業は、市民、事業者等から、多くの賛同と協賛を得ることができた。今後、市制100周年記念事業として、実施予定の「平和の祭典事業」をはじめ、全市的に平和を願い尊ぶ意識を醸成する。</p> <p>人権尊重社会を形成するためには、市民一人ひとりの人権尊重の精神の醸成を図ることが不可欠であるが、近年、インターネットを介した様々な人権侵害行為が多発するなど新たな問題も生じてきており、多様な人権侵害に対応できるよう尼崎人権啓発協会の機能強化が図られるよう支援する。</p> <p>上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>		
総合評価		
重点化	転換調整	現行継続

平成27年度 施策評価表 (平成28年度向け施策の取組方針)

施策名: 人権尊重
 施策番号: 05 - 03

1 施策の基本情報

施策名	05 人権尊重	展開方向	03 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無		5 いじめ防止対策推進法に対応した体制の整備と対策の充実に取組む	
同重点課題項目の有無		いじめ防止基本方針の策定	
担当当局	市民協働局		

2 目標指標

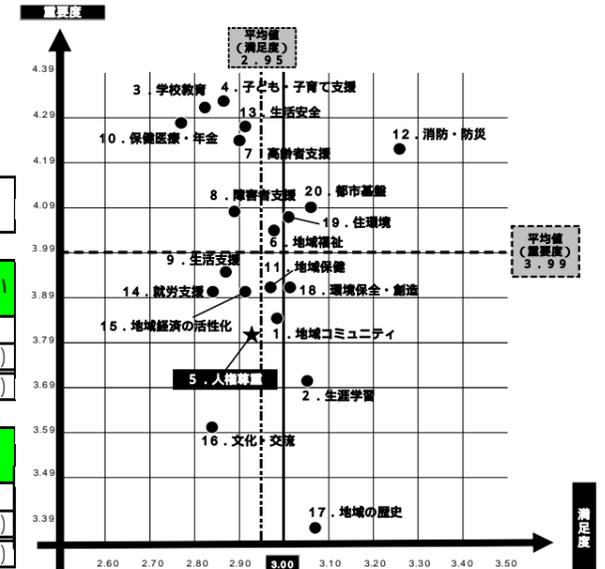
指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性ある」と回答した割合		H23 38.2 %	30	46.2	46.8	**	**	**	0%
差別落書き件数		H24 22 件	0	26	2	**	**	**	90.9%

3 市民意識調査(市民評価)

総合計画に掲げる20施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、取組の「満足度」についての現状をお伺いするアンケートを実施しました。

項目内容	重要度					満足度				
	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
人権問題の啓発と人権教育 人権侵害防止と被害者支援	25.8%	32.8%	38.0%	2.7%	0.8%	2.3%	8.1%	74.0%	12.1%	3.6%
	第17位 / 20施策	5点満点中	3.80点 (平均3.99点)			第10位 / 20施策	5点満点中	2.93点 (平均2.95点)		
	第19位 / 20施策	5点満点中	4.01点 (平均4.39点)			第10位 / 20施策	5点満点中	2.89点 (平均2.91点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)						
<p>行政が取り組んでいくこと 人権侵害の防止と被害者への支援</p> <p>本施策の実現をめざし、尼崎市人権教育啓発基本計画に基づく様々な施策を展開している。これらの取組にあたっては、人権問題が複雑化・多様化していることから、庁内はもちろん、関係機関・団体との連携・協力のもと進めることが重要であり、他施策に分類されている事業についても、本展開方向に資する事業として掲載する。</p> <p>【同和問題】 同和問題の解決に向けた取組により、市民の同和問題についての理解も深まってはいるが、依然として同和地区に対する忌避意識が見受けられる。特に結婚差別や就職差別、土地差別などの人権侵害につながる身元調査を目的とした住民票等の不正取得事件が全国的に生じており、適切な対応が求められている。これらの人権侵害につながる不正取得を防止するため、事前登録型本人通知制度を実施するとともに、不正取得された本人からの権利利益の侵害に関する相談等に対して、人権課をはじめとする関係機関・団体が連携した対応を検討する。</p> <p>【外国人問題】 外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、多様な文化・伝統に対する理解を深める取組を進めているが、在日朝鮮・韓国籍の人に対する差別的な表現による人権侵害(差別落書き)が発生しており、未然防止のための対応策を講じていく必要がある。また、新たな人権問題としてヘイトスピーチが社会問題となっていることから、尼崎市人権・教育推進本部幹事会においてヘイトスピーチをテーマとした研修会を実施し、市職員としてヘイトスピーチに対する対応が求められる。</p> <p>【いじめ】 「いじめ防止対策推進法」に基づく、各学校における「学校いじめ防止基本方針」は既に策定済であるが、地域の实情に応じて策定する「地方いじめ防止基本方針」は未策定である。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、市(教育委員会を含む)、学校、家庭、地域、関係機関の連携のもと、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策等を定めた「地方いじめ防止基本方針」の策定が必要である。</p> <p>【インターネットによる人権侵害】 インターネットの普及に伴いインターネットによる人権侵害が増加する中、本市では、インターネット上の差別書込みを監視するインターネットモニタリング事業を実施することにより、一定の抑止効果を取組んでいると考えている。しかし、一旦インターネットに掲載されると、よほどの内容でない限り削除は困難である。こうした差別書込みに対しても即時削除できるなど、インターネット上の人権侵害に対する適切な対応策が求められている。</p> <p>【市内の差別落書きと実態】 市内における差別落書きの状況については、平成25年度より市ホームページを活用し市民や事業者に対して「差別落書き対応マニュアル」を掲載し、市民からの通報により平成24、25年度をピークに減少しつつあるが、依然として落書きが発生している。最近の傾向としては、インターネット上の書込み同様に在日外国人に対するものが大変多くなっており、刑法に定める名誉毀損や侮辱罪、器物損壊罪、建物損壊罪といった犯罪でもあることから、関係機関と連携し防止策を検討する必要がある。(目標指標)</p> <p>【相談体制】 人権侵害の被害者が身近に相談でき、適切で効果的な支援が受けられる体制が整っていない。相談・支援に関する情報の提供や関係機関・団体が連携した相談体制の充実、相談員の養成などについて検討する必要がある。</p> <p>【市民意識】 当施策の「重要度」が低い位置にあるのは、市民にとって人権問題が身近な問題として十分に受け止められていないことによるものと考えられる。しかし、人権問題は子どもから高齢者まで、すべての人に関わる問題であり、人権が蔑ろにされた結果、生死に関わる悲惨な事件に結びつく可能性もあることから、市民一人ひとりが人権問題を他人事ではなく自らの問題として受け止められるよう、家庭・地域・学校・職場などを活用して、「人権の大切さ」を学ぶ機会を提供することが必要である。(目標指標)</p>	<p>次年度に向けた取組方針</p> <p>【同和問題】 本市では平成28年4月1日より、「事前登録型本人通知制度」が導入されることから、法に基づく証明書交付の適正化を進めるため、関係機関と連携し、あらゆる機会を通じて広報を行う。</p> <p>【外国人問題】 尼崎市人権教育・啓発推進基本計画に基づいて、ヘイトスピーチに対する勉強会を実施するとともに、他都市の対応についても調査する。</p> <p>【いじめ】 平成27年度において策定する「尼崎市いじめ防止基本方針」に規定する、いじめの防止等に関する基本的な考え方における視点(未然防止・早期発見・早期対処・家庭・地域及び関係機関との連携)に基づき取組を進めていく。</p> <p>【インターネットによる人権侵害】 関係機関・団体が構成する尼崎市インターネット差別書込み防止研究会において、モニタリング事業の検証を行い、ネット上の人権侵害に関する法整備の要請を法務局尼崎支局と検討する。</p> <p>【市内の差別落書きと実態】 差別落書きの傾向としては、同じ場所でも連続して発生していることから、施設管理者への周知とともに抑止力となる巡回などの効果的な方法を検討する。</p> <p>新規・拡充の提案につながる項目</p> <p>【相談体制】 人権侵害の被害者がいつでも相談できるよう、ホームページを活用した「(仮)じんけん何でも相談隊」を開設し、さまざまな人権問題について相談に応じる。また、必要に応じて相談機関の紹介を行うとともに、法務局尼崎支局や尼崎人権擁護委員協議会、尼崎人権啓発協会など関係機関、関係団体と連携した相談体制の充実を図る。</p> <p>改革・改善の提案につながる項目</p>					
<p>主な事務事業</p>	<p>関連する目標指標</p>	<p>進捗</p>	<p>順調</p>	<p>概ね順調</p>	<p>やや遅れ</p>	<p>遅れている</p>

5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針		
<p>平成27年度に策定する「尼崎市いじめ防止基本方針」に基づき、より実効性のある取組を進めていく。</p> <p>平成27年7月施行の「尼崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等に寄り添った対応を行う。</p> <p>上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>		
総合評価		
重点化	転換調整	現行継続